いじめ防止基本方針

宝達志水町立宝達中学校

いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、さらに学校の内外を問わずいじめが行われないことを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- ・校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、「いじめを見逃さない学校」 づくりを推進する。
- ・いじめ問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。
- ・外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生 徒一人一人に徹底する。
- ・きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

3 いじめ未然防止について

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) わかる授業づくり

- ・一人一人を大切にした分かる、楽しい授業づくりを進める。学習指導に際し、生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。
- (2) 道徳教育や人権教育等の充実
 - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを 共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お

互いの人格を尊重する態度を養う。

(3) 規範意識の育成

・校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、 生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

・ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

(5) 生徒会などが中心となる取組

・「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ 撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

(6) いじめアドバイザーの招聘

・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施することで、職員のいじめ問題へ の対応力向上を図る。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって対応する必要がある。したがって、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラー等の相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守っていく。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から生徒との信頼関係の構築に努める。
- 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 生活ノート(タイムくん)等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・特筆すべき事項及び情報がある場合は全校共通の「生徒指導個人記録ファイル」に 記録して情報を共有する。

(2) きめ細かなアンケート調査の実施

・月1回のいじめに関するアンケート、年2回の生活アンケートを実施し、多くの情報からいじめの早期発見に取り組む。

(3) 教育相談体制の充実

- ・学級担任による教育相談の時間を使っての信頼関係を構築する。
- ・スクールカウンセラーを活用し、生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことが できるよう相談体制を整備する。

5 いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、事実確認及び教育委員会とも連携した問題解決に向けた措置を講じる。

(1) 事実関係の確認

・被害生徒、加害生徒、そしてその周りの生徒から情報を集め、いじめの事実が確認 された場合は、すみやかに教育委員会に報告する。また、生徒の個人情報の取り扱 い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

(2)被害生徒の保護と加害生徒の指導

・いじめの事実を確認後は、加害生徒の自尊感情を高めるように留意しながら、徹底 して被害生徒を守り通す。迅速に保護者に事実を伝える。できる限り不安を除去す るとともに、実態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の安全を確 保する。

加害生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(3) 保護者への連絡

・被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、いじめの解決のために家庭の協力を求める。

(4) 周りの生徒への指導

・直接いじめに荷担していないが、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対して、自分の問題として指導を行う。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにし、同種の事態の発生の防止に努める。

(5) 外部機関の協力要請

・必要に応じて、いじめ対応アドバイザーや、スクールカウンセラーの協力を要請す る。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、全 校集会等で情報モラルに関する指導を行う。

(7) 悪質ないじめ

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携 して対処する。

6 重大事態と判断した時の対応

重大事態が発生した場合には、その事態に対処するため、速やかに教育委員会の指導・助 言のもと、当該事態に対処する組織を設け、事実関係の調査を行い、その結果の報告・提 供並びに必要な措置を講じる。

- ・調査組織には、外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・調査結果は、教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係 について、情報を適切に提供する。
- ・調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事 態の発生の防止のために必要な処置を講ずる。
- ・重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも 不安や動揺が広がる場合がある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活 を取り戻すための支援に努める。

7 その他の留意事項

いじめへの対応は校長を中心に、全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止等の対策 のための組織」を中心に、生徒指導個人記録などで情報を共有し組織的に対応することが 必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対 応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置(常設)

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめ の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

2 構成

校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、 学年主任を構成職員とし、事案の実情に応じてスクールカウンセラーやいじめ対 応アドバイザー等の必要と思われる教職員や外部関係機関の人材等を加え構成す る。

学校管理運営計画上、特別委員会扱いとして学校運営機構に位置づける。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況 の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の生徒や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・生徒会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と生徒、保護者等への周知
- PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- 各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- 関係教職員の招集及び役割分担
- 教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・個別案件対策チームの編成
- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- 対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーの活用 等

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応等

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。

【取組】

- ・学校全体で共通した視点のもと、授業改善を行う。
- ・学校全体で「授業規律」について共通理解し、強化週間を設け指導する。
- ・生徒が自分の意見や考えを表現する場を設定する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。
- ・いじめ撲滅月間を設け、共通の内容項目で道徳的心情を育む。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を 育むために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心 のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・文化祭、体育祭等でより多くの生徒に役割を与える。
- ・全校放送を通じて各委員会の取組を生徒に周知しながら活動する等、委員会 活動の充実を図る。
- ・構成的グループエンカウンターを実施し、学級でお互いに認め合う雰囲気を 培う。

④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、 いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- 年間を通して、生徒会執行部及び生活委員によるあいさつ運動を行う。
- ・いじめ撲滅月間に合わせて、いじめを題材とする創作劇を実施する。
- ・ボランティア活動への参加を積極的に呼びかける。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守る ことの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達の段階に応じ て体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、 家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- PTA活動と連携し、情報モラルについて啓発する。
- ・インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑥ アンケートや教育相談

年間を通して毎月のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの 実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- 年間を通して毎月、「いじめアンケート」を実施する。
- ・学期に1回相談週間を設け、「教育相談」を実施する。
- 各種調査結果をもとに、全職員で生徒の情報交換を行い、共通理解を図る。
- ・年に2回「Q-Uテスト」を実施し、学級・学年の生徒についての理解を深める。

⑦ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題 等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。

⑧ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その主旨や 理解しておいてもらいたい点について説明する。また、地域・家庭訪問や学校通 信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

・学年懇談や通知表渡し、地域訪問において、生徒の状況について情報交換する。

⑨ 年間指導計画表

_	3 終業式	· 本 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2			**************************************	通知表護し	12 終業式	新入生説明会	=	=		道德研究発表会	体育祭	文化祭	郡市新人体育大会	9 修学旅行・遠足	始業式	全中大会	北信越大会	通知表演し	7 終業式(石川県体育大会		c	能爱地区体育大会	都市相撲大会		5 全能整陸上大会				4 投業参観		始業式・入学式		
									1		明会				発表会			体育大会	递足			址		終業式 (終業集い)	育大会			体育大会	大会		上大会	- >			授業参觀 (分散型)		入学式		
	A·B·C	次年度への確認								A·B·C	3 学期の取組の共通理解					A · B · C	学習規律点檢週間				A · B · C	2 学期の取組の共通理解						A·B·C	学習規律点檢週間					i c	1 学期の取組の共通理解	A · B · C	共通の視点の確認		
	A·B·C	次年度への確認			A·B·C	年間指導計画の見直し										A · B · C	全校共通で道徳の授業の実施											A · B · C	共通の内容項目による道徳の実施							A·B·C	道徳の年間指導計画表の配付		
					A · B · C	特別活動の全体・年間計画の見直し										かえり A・B・C	文化祭・体育祭ふり		かえり A・B・C	修学旅行・遠足ふり															年間宇画の編製	A · B · C	特別活動の全体計画		
後期ふりかえり	A·B·C	あいさつ運動			A·B·C	あいさつ運動	$A \cdot B \cdot C$	あいさつ運動		A·B·C	あいさつ運動	A·B·C	あいさつ運動			A·B·C	あごさら運動	A·B·C	前期ふりかえり	あいさつ運動				A·B·C	あいさつ運動		A · B · C	いじめを題材とする創作劇	あいさつ運動			A·B·C	あいさつ運動			A · B · C	あいさつ運動		
	A·B·C	情報モラルの啓発								A·B·C	情報モラルの啓発													A·B·C	情報モラルの啓発		$A \cdot B \cdot C$	スケール	ピュアキッズ							A · B · C	防犯教室		
	A·B·C	生活アンケート	A · B · C	教育相談	A·B·C	生活アンケート	A · B · C	生活アンケート		A·B·C	生活アンケート	A · B · C	生活アンケート	A · B · C	教育相談	A·B·C	生活アンケート		A · B · C	生活アンケート	A · B · C	生活アンケート		A · B · C	生活アンケート	A·B·C	教育相談	A·B·C	生活アンケート			A·B·C	生活アンケート			A·B·C	生活アンケート	牧 耳伯 聚	华林古奥
	A·B·C	次年度への 確認					A·B·C	校內研修会													A · B · C	校内研修会													A·B·C	(学校いじめ防止基本方針の周知)	職員会議		
										A·B·C	保護者懇談													A · B · C	保護者懇談			A·B·C	スマホ所持率アンケート調査	A·B·C	部活動参観	A·B·C	部活動懇談会						

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている生徒が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会		変化が見られる点)
	○ 遅刻・欠席が増える	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多
朝礼	○ 表情が冴えず、うつむきが	V
	ちになる	○ 出席確認の声が小さい
	○ 忘れ物が多くなる	○ 涙を流した気配が感じられる
	○ 用具、机、椅子等が散乱し	○ 周囲が何となくざわついている
授業開始時	ている	○ 席を替えられている
	○ 一人だけ遅れて教室に入る	
	○ 正しい答えを冷やかされる	○ グループ分けで孤立すること
	○ 発言に対し、しらけや嘲笑	が多い
	が見られる	○ 保健室によく行くようになる
授 業 中	○ 責任ある係の選出の際、冷	※ 不まじめな態度で授業を受け
	やかし半分に名前が挙げら	る
	れる	※ ふざけた質問をする
	○ ひどいアダ名で呼ばれる	※ テストを白紙で出す
	○ 一人でいることが多い	○ 集中してボールを当てられる
	○ わけもなく階段や廊下等を	○ 遊びの中で、いつも同じ役を
	歩いている	している
	○ 用もないのに職員室等に来る	
休み時間	○ 遊びの中で孤立しがちであ	※ 大声で歌を歌う
	る	※ 仲良しでない者とトイレに行
	○ プロレスごっこで負けるこ	<
	とが多い	
	○ 食べ物にいたずらをされる	○ 嫌われるメニューの時に多く
	○ その生徒が配膳すると嫌が	盛られる
給食時間	られる	
		※ 好きな物を級友に譲る

清	掃	時	○ 目の前にゴミを捨てられる○ 最後まで一人でする○ 椅子や机がぽつんと残る	※ さぼることが多くなる※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放	課	後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある○ 部活動に参加しなくなる※ 他の子の荷物を持って帰る

〇 いじめを行っている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に、	変化が見られる点)
	○ 文具等を本人の許可もない	○ 指名されただけで目配りし、
	のに勝手に使っている	嘲笑する
	○ プリント等の配布物をわざ	○ 後ろからイスを蹴ったり、文
授 業 中	と配らなかったり、床に落	具等で身体をつついたりして
	としたりする	いる
	○ 自分の宿題をやらせている	○ 授業の後片付けを押しつけて
		いる
	○ 嫌なことを言わせたり、触	○ 移動の際等、自分の道具を持
	らせたりしている	たせている
休み時間	○ けんかするよう仕向けてい	○ 平気で蹴ったり、殴ったりし
	る	ている
	○ 配膳させたり、後片付けさ	○ 自分の好きな食べものを無理
	せたりしている	矢理奪う
給食時間	○ 自分の嫌いな食べ物を押し	
	つける	
	○ 雑巾がけばかりさせている	○ 机をわざと倒したり、机の中
清 掃 時	○ 雑巾を絞らせている	のものを落としたりする
	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一
放 課 後		緒に帰る
L	I	1

<注意しなければならない生徒の様子>

様子等	観察の視点(特に、	変化が見られる点)
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしてい	○ 視線を合わさない
311 . 2111	5	○ 教師と話すとき不安な表情を
	○ 寂しそうな暗い表情をする	する
	○ 手遊び等が多くなる	○ 委員を辞める等やる気を失う
	○ かめらずからくなる○ 独り言を言ったり急に大声	O AGETHWOALONER)
		ツ 一本油、35本はよる100であっ
	を出したりする	※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や	○ 教科書等にいたずら書きさ	○ 刃物等、危険な物を所持する
服 装	れる	○ 服装が乱れたり破れたりして
	○ 持ち物、靴、傘等を隠され	いる
	る	
その他	○ 日記、作文、絵画等に気に	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行
	かかる表現や描写が表れる	為をする
	○ 教科書、教室の壁、掲示物	○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙
	等に落書きがある	等が入っている
	○ 教材費、写真代等の提出が	
	遅れる	※ 校則違反、万引き等の問題行
	○ インターネットや携帯電話	動が目立つようになる
	のメールに悪口を書き込ま	377 1 2 2 2 7 (C.4.3)
	れる	
	○ SNSのグループから故意	
	に外される	

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、生徒の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、い じめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

くいじめを受けている生徒が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある

- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている生徒が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくな る
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする

(4) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への指導も行う。

① いじめを受けている生徒への対応

【学校】

・いじめを受けている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させると

ともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。

・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指

導する。

・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じ

っくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

・いじめを行った生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持 た ずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。

・生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような 活

動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。

・いじめを受けている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難 としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にかけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在で あることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

① いじめを行っている生徒への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解 させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことが あるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った生徒の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、 人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが 続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することな く、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、 本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

② いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意 ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている生徒を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談 や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

③ いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている生徒や保護者のつらく悲しい気持 ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた生徒の保護者と協力して、いじめを解決する ため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、 家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとと もに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

④ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう 伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する 行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとい う態度を行き渡らせる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる ような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態の発生と報告
- ① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。 学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じ て適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重 んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	2 4 時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月~金 8:30~17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月~金 9:00~17:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	2 4 時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月~土 16:00~21:00